

第1号様式（法第75条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産課税台帳（土地課税台帳・家屋課税台帳・償却資産課税台帳）
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルを利用する事務を所管する組織の名称	総務部資産税課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税の納税義務者及び課税客体を把握し、評価額の算定、税額の決定及び賦課等を実施するため。
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 宛名異動情報、4 課税年度・通知書番号・個人番号、5 税額、6 納期限、7 所在地番、8 地目（登記・評価）、9 地積（登記・評価）、10 画地番号、11 比準単価、12 基準単価、13 間口・奥行、14 正面、側方、二方の路線番号、15 補正率、16 床面積、17 家屋番号、18 種類構造、19 階層、20 新築減免対象面積、21 特例対象面積、22 減免対象面積、23 再建築評価点数、24 建築年、25 評価額、26 課税標準額、27 土地、家屋別の評価額、課税標準額の合計、28 小規模住宅・一般住宅・非住宅の地積、29 登記年月日及び原因年月日、30 共有者の持分
記 録 範 囲	土地、家屋及び償却資産の所有者
記録情報の収集方法	法務局からの通知、実地調査、家屋名義変更届、相続人代表者指定届、相続人代表変更届、納税管理人申告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 秦野市総務部資産税課

	<p>(所在地) 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号</p> <p>5、7、8、9、16、17、18、19、25、26 については、評価証明書、公課証明書、名寄帳兼課税台帳 で確認できます。</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>25 評価額については地方税法432条の規定に基づき、審査の申出をすることができます。</p>	
個人情報ファイルの種別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</p> <p>政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)</p>
備 考		